

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和2年1月31日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900250号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900087号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年7月15日は2万円、平成15年12月15日は5万円、平成16年7月15日は10万円、平成16年12月14日は9万8,000円、平成17年7月15日及び平成17年12月15日は10万円に訂正することが必要である。

平成15年7月15日、平成15年12月15日、平成16年7月15日、平成16年12月14日、平成17年7月15日及び平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月15日、平成15年12月15日、平成16年7月15日、平成16年12月14日、平成17年7月15日及び平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のB社における標準賞与額について、平成19年7月13日、平成19年12月14日、平成20年7月15日、平成20年12月15日、平成21年7月15日及び平成21年12月15日は10万円、平成22年7月15日及び平成22年12月15日は8万円に訂正することが必要である。

平成19年7月13日、平成19年12月14日、平成20年7月15日、平成20年12月15日、平成21年7月15日、平成21年12月15日、平成22年7月15日及び平成22年12月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月13日、平成19年12月14日、平成20年7月15日、平成20年12月15日、平成21年7月15日、平成21年12月15日、平成22年7月15日及び平成22年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月

- ② 平成 15 年 12 月
- ③ 平成 16 年 7 月
- ④ 平成 16 年 12 月
- ⑤ 平成 17 年 7 月
- ⑥ 平成 17 年 12 月
- ⑦ 平成 19 年 7 月
- ⑧ 平成 19 年 12 月
- ⑨ 平成 20 年 7 月
- ⑩ 平成 20 年 12 月
- ⑪ 平成 21 年 7 月
- ⑫ 平成 21 年 12 月
- ⑬ 平成 22 年 7 月
- ⑭ 平成 22 年 12 月

請求期間①から⑥までについては、A社から、請求期間⑦から⑭までについては、B社からそれぞれ賞与が支払われたが、標準賞与額の記録がない。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間①から⑭までの標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、請求者から提出された給料明細書（夏期・冬期）、給与明細書（賞与）（以下、「賞与に係る明細書等」という。）、給与所得の源泉徴収票並びに同僚から提出された当該期間に係る給料明細書（夏期・冬期）、給与明細書（賞与）、給与所得の源泉徴収票及び同僚の当該期間に係る預金取引明細表により、請求者は、A社から、請求期間①は2万円、請求期間②は5万円、請求期間③から⑥までは10万円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は2万円、請求期間②は5万円、請求期間③から⑥までは10万円）の支払を受け、請求期間①は2万円、請求期間②は5万円、請求期間③は10万円、請求期間④は9万8,000円、請求期間⑤及び⑥は10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は1,358円、請求期間②は3,395円、請求期間③及び④は6,790円、請求期間⑤は6,967円、請求期間⑥は7,144円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与に係る明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万円、請求期間②は5万円、請求期間③は10万円、請求期間④は9万8,000円、請求期間⑤及び⑥は10万円とすることが必要である。

また、請求期間①から⑥までに係る賞与の支払年月日については、賞与に係る

明細書等に記載された年月日から、請求期間①は平成15年7月15日、請求期間②は平成15年12月15日、請求期間③は平成16年7月15日、請求期間④は平成16年12月14日、請求期間⑤は平成17年7月15日、請求期間⑥は平成17年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主からの回答はないが、同社の取締役は、平成15年7月15日、平成15年12月15日、平成16年7月15日、平成16年12月14日、平成17年7月15日及び平成17年12月15日について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦から⑭までについて、請求者から提出された給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）、給与所得の源泉徴収票並びに同僚から提出された当該期間に係る給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）、給与所得の源泉徴収票及び同僚の当該期間に係る預金取引明細表により、請求者は、B社から、請求期間⑦から⑫までは10万円、請求期間⑬及び⑭は8万円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間⑦から⑫までは10万円、請求期間⑬及び⑭は8万円）の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間⑦は7,321円、請求期間⑧及び⑨は7,498円、請求期間⑩及び⑪は7,675円、請求期間⑫は7,852円、請求期間⑬は6,282円、請求期間⑭は6,423円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑦から⑭までに係る賞与の支払年月日については、上述の給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）に記載された年月日から、請求期間⑦は平成19年7月13日、請求期間⑧は平成19年12月14日、請求期間⑨は平成20年7月15日、請求期間⑩は平成20年12月15日、請求期間⑪は平成21年7月15日、請求期間⑫は平成21年12月15日、請求期間⑬は平成22年7月15日、請求期間⑭は平成22年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月13日、平成19年12月14日、平成20年7月15日、平成20年12月15日、平成21年7月15日、平成21年12月15日、平成22年7月15日及び平成22年12月15日について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900264号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900089号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成20年7月28日及び平成20年12月22日は23万円、平成21年7月29日及び平成21年12月21日は21万9,000円、平成22年7月29日及び平成22年12月21日は24万3,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月28日、平成20年12月22日、平成21年7月29日、平成21年12月21日、平成22年7月29日及び平成22年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月28日、平成20年12月22日、平成21年7月29日、平成21年12月21日、平成22年7月29日及び平成22年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月  
② 平成19年12月  
③ 平成20年7月  
④ 平成20年12月  
⑤ 平成21年7月  
⑥ 平成21年12月  
⑦ 平成22年7月  
⑧ 平成22年12月

A社から賞与が支給されていたが、請求期間①から⑧までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間③から⑧までについて、請求者に係る給与支払報告書、同僚の賞与に係る給料支払明細書及び請求期間当時のA社の事業主（以下「元事業主」という。）の陳述により、請求者は、A社から、請求期間③及び④は23万円、請求期間⑤及び⑥は21万9,000円、請求期間⑦及び⑧は24万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間③から⑧までに係る賞与の支払年月日については、同僚のオンライン記録から、請求期間③は平成20年7月28日、請求期間④は平成20年12月22日、請求期間⑤は平成21年7月29日、請求期間⑥は平成21年12月21日、請求期間⑦は平成22年7月29日、請求期間⑧は平成22年12月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、平成20年7月28日、平成20年12月22日、平成21年7月29日、平成21年12月21日、平成22年7月29日及び平成22年12月21日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①及び②について、元事業主は、請求者に賞与を支払い、厚生年金保険料を控除した旨陳述しているものの、資料の保管はなく、請求者は、賞与に係る給料支払明細書を所持しておらず、A社は、資料がないため保険料控除について不明と回答していることから、当該期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900259号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900088号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和33年2月5日から昭和34年8月まで  
② 昭和34年10月1日から昭和36年1月まで

私は、請求期間①はA事業所においてC職として勤務し、請求期間②はB社の社員として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録がない。いずれの事業所についても勤務したことは間違いないので、調査をして年金額に反映されるように訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出されたD機関交付の証明証E及び同機関あての採用証明書(以下、併せて「証明書等」という。)により、期間の特定はできないものの請求者がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所の所在地を管轄する法務局は、当該名称及び類似の名称での法人登記は確認できない旨回答していること並びに上述の証明書等から判断すると、当該事業所は、F業の個人事業所であったと認められ、事業所名簿検索システム及びオンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないことから、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが推認できる。

また、A事業所の事業主の所在が確認できない上、請求者は、同僚等の名前を記憶していないことから、請求者の請求期間①における勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。



請求期間②について、請求者は、B社の社名が入った人物の名刺を提出し、同社に勤務していた旨主張している。

しかしながら、i) B社における請求期間②当時の事業主は亡くなっている上、当該事業所は既に解散しており、事業所解散時の事業主からは回答が得られないこと、ii) 請求期間②に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番はなく連番になっており、請求者及び名刺に記載された人物の名前が確認できないこと、iii) 請求期間②当時、B社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないこと、iv) 請求者は、請求期間②に係る給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の当該期間における勤務の事実、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。